

平成30年10月1日  
発効

〒221-0835  
横浜市神奈川区鶴屋町三丁目29番地9  
タクエー横浜西口第6ビル6階  
社会保険労務士法人望月事務所  
行政書士法人望月事務所  
TEL (045) 313-6188 FAX (045) 313-6177  
<http://www.o-mochizuki.jp/>

## 最低賃金が改定されます！

平成30年10月1日から

神奈川 **983円** / 1時間

※27円引き上げ

東京 **985円** / 1時間

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

最低賃金は、各都道府県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。

(学生アルバイトや臨時雇用も含めすべての労働者に適用されます)

※ただし、都道府県労働局長の許可を受けたもので、身体障害などの一定の条件に該当する場合には最低賃金の適用除外者となることがあります。

神奈川県[特定(産業別)最低賃金] ※特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

産 業	最低賃金額
(神奈川県)塗料製造業	956円(※)
(神奈川県)電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	956円(※)
(神奈川県)鉄鋼業	956円(※)
(神奈川県)非鉄金属製品製造業	956円(※)
(神奈川県)ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械金属加工機械製造業	956円(※)
(神奈川県)輸送用機械器具製造業	956円(※)
(神奈川県)自動車小売業	956円(※)

※部分の業種について平成30年10月1日以降改定されるまでの間、若しくは改定されない場合は、神奈川県最低賃金の983円が適用されることとなります。

※平成30年8月28日現在の情報です。法改正等により変更される場合がございますのでご了承下さい。